

イギリスのミドルテンプルに学んだ増島六一郎を中心となり同志を糾合して設立した英吉利法律学校は、「邦語ヲ以テ英吉利法律ヲ教授シ其実地應用ヲ修練セシムル」法律学校として一八八五（明治十八）年七月に東京府から認可された。

当時の諸学校において外国法を教授する場合、外国语による授業（正則）と日本語による授業（変則）の両教授法が行わっていた。教授層の重要な部分をお雇い外国人に依拠していた当時の状況からすれば、外国语による授業が重要視されたのは当然であったが、日本人法学者が増加するにつれて、日本語による授業の必要性も認識されるようになってきた。

たとえば 穂積陳重・土方寧・菊池武夫ほか三人の建議により八三年に設置された東京大学法学部別科法学科では、当初から日本語による法学教授を採用している。同科は、いわゆる「三百代言」に代わる実務型代言人の

養成を目的とする東京大学法学部の付設機関で、効率的な養成を実現するためには日本語授業が不可欠という前提にたって学科課程が編成されていた。

同科の教授法は、穂積の強い意向を反映したものであつたといわれているが、東京大学の学内改革の一環として付設諸機関の整理が断行されたため、八五年四月には廃止が確定することとなる。

また、前述のように、英吉利法律学校でも日本語による教授法が採用されている。これは、穂積・土方・菊池ら別科法学科設立メンバーが英吉利法律学校の創設計画に参画した関係で、同科の教授法が継承されたものと思われる。その意味では、穂積らの意向は、英吉利法律学校校則第一条にみえる「日本語による英法教授」の規程に結実し、同校の法学教育を特色づけたといえる。

しかし、増島が構想していた法学教育には、さらには継続があった。同年九月の英吉利法律学校開校式において

て、彼は「本校特別の利益あり東京英語学校の同邸内二ありて法律学生ハ少額の月謝ニテ之を兼修するの便あり後來英語を以て英吉利法律を教授するの時あらむ」と、

英語で挨拶している。

東京英語学校は、現在の日本学園高等学校の前身で、英吉利法律学校と同時に設置を認められ、英語学・数学・漢文の三科を教授、

初代校長は増島自身が務めていた。彼の夢は、東京英語学校により



原書科と法律書庫の設置を告げる生徒募集廣告（『明法志林』第118号）

基礎的な英語力を培い、将来的に英吉利法律学校内に純然たる「英語による英法教授」の課程を設置することにあつたといえよう。

この増島構想実現のためには、新課程増設に対応する施設拡充が必要であり、授業に用いる法律原書を収蔵するための法律書庫設置が不可欠となることはいうまでもないが、その機会は意外なほど早く訪れるとなる。

英吉利法律学校の経営は開校時から順調であり、八七年段階の記録では千七百余人の学生を数えるほどの興隆をみせている。また、法律書の収集も急ピッチで進められ、同年には原書一七〇部・訳書二九五部・原書翻刻一〇、〇八五部の蔵書を数えている。そのため、開校時の校舎は手狭となり、八六年六月には校舎の増築が行われて、法律書庫も設置されている。

ここに、構想実現の条件が整い、学科課程の改正が実行された。従来の「日本語による英法教授」課程は第一科（邦語科）とされ、新たに原書を用いた教授課程として第二科が設置された。この第二科こそ、増島構想にもとづいて設置された英吉利法律学校原書科である。



原書科と法律書庫の設置を告げる生徒募集廣告（『明法志林』第118号）

一八八六（明治十九）年六月に設置された英吉利法律学校第二科（原書科）は、英語を用いた法学教育を実践しようとする初代校長増島六一郎の構想が実現したものであった。

同科の設置準備は、増島とともに英吉利法律学校の經營にあたった幹事渡辺安積が担当し、同月二十五日発刊の『明法志林』（第一一八号）紙上に設置広告が掲載された。これにより、従来の課程は第一科（通常科あるいは邦語科）とされ、同校の法学教育は二系統に分科されることとなつた。

第二科（原書科）は三年間の課程とされ、翌年三月に公表されたカリキュラムによると、第一科（邦語科）の教科内容とほぼ同様であったことがわかる。第一学年には「法律原論」等八教科が、第二学年には「訴訟法」「擬律擬判」「判決例」等一〇教科が、第三学年には「法理学」「羅馬法」「國際公法」「國際私法」等九教科が配

置され、全体として基礎法学から実用法学に進み、さらに法哲学・国際法に広がる教育内容であったといえる。両科の違いは使用する教科書にあり、第二科では名称通り原書が教科書とされていた。

それらの原書は、丸善などの書店を通じて諸外国から購入し、国文社などから講義録として原文出版されるごとに、同科とともに設置された英吉利法律学校の法律書庫充実に結びついていった。しかし、実際には絶対数が不足したらしく、幹事の渡辺は帝国大学総長渡辺洪基も蔵書の交換や借用を請願している。

また、基礎教育となる英語学については、増島が校長を兼任している東京英語学校の英語教師が担当し、その他にもイーストレーキ（博言学士）、シドモール（米国法律学士）、リッチフィールド（バリスター）といった外国人教師を擁していた。

第二科（原書科）の設置は、他の私立法律学校には見

られない斬新な試みであつたが、開設と同時に四〇人の生徒が入学し、翌年十月には第一学年一八三人、第二学年二九人に増加するほどの好評を博している。この人数は、第一科（邦語科）の同学年生徒数の約半数に相当し、同科が英吉利法律学校の法学教育を特徴づける学科として急成長していることがうかがわれる。

しかしながら、一見順調に実現したようにみえる増島構想は、八九年一月の大日本帝国憲法発布を契機として、大きなつまりをみせる。明治政府は、「万国対峙」を目指して国内法の整備を急ぐ反面、「私立法律学校特別監督条規」や「特別認可学校規則」などの政策を通して私立法律学校に法制官僚養成の一翼を担わせようとしたため、国内法中心の法学教育が一般に重視されるようになつたのである。

英吉利法律学

校でも、憲法發

布に対応するた  
め十  
月に東京法  
学院と校名を改



増島六一郎

称し、翌年には学則を改正して「法律及一般政治思想ノ養成ヲ目的トシ本邦制定ノ法律並ニ經濟ニ関スル學術ヲ教授ス」の学校へと変身している。

確かに、校名改称とともに英吉利法律学校第二科（原書科）は東京法学院英語法学科へと改編され、さらに専門学校令に準拠した東京法学院大学となる一九〇三（明治三十六）年まで存続した。しかし、のちに東京法学院への改称問題が「今後学生ノ主トシテ攻修スヘキハ此等ノ法典（即国内法）ニシテ外国法ノ研究ハ自ツカラ之ヲ第二位ニ置カサルヘカラス從テ英法専攻ノ意ヲ表示スル校名ハ修学ノ實ニ伴ハサルニ至リタリ」と説明されるように、英語法学科は国内法研究に従属する教育課程として位置づけられる学科にすぎなかつた。

帝国憲法の発布は、増島構想を否定し、英吉利法律学校の最も特徴的な法学教育を骨抜きにする契機となつたのである。そして、あたかも英法の普及と実地応用を目指した英吉利法律学校第一科（原書科）の終焉を象徴するかのように、一八九一年四月、増島は東京法学院院長の職を突如辞し、同校の經營から身を引いたのであつた。